

れいわ ねん がつ にち
令和 7 年 7 月 16 日

ほ べ しや さま
保 護 者 様

おおさかしきょういくいいんかい
大阪 市 教 育 委 員 会

きょうしよくいん しぶつ き き ようじじどうせいと さつえい
教 職 員 の私物デジタル機器による幼児児童生徒の撮影について

へいそ より、ほんしきょういく すいしん りかい きょうりよく たまわ
平素より、本市教 育 の推 進にご理解とご協 力を 賜 り、ありがとうございます。

さて、ほうどう にもございますように、たとし において、きょうし じどうせいとう どうさつ がぞう
などを SNS 上 の教師間のグループで共 有 し逮捕された事案があり、保護者の皆 様 には
ご心 配をおかけしていることと存じます。

このたび、たとし において、はっせい たびかさ きょうし じどうせいと たい せいぼうりよくとう
の事案を受け、もんぶかがくしょう より「児童生徒性 暴 力 等の防止等に関する教師の服務規律
の確保の徹 底について」の通知がございました。

つうち には、「きょうしこじん とう してき たんまつ じどうせいとう さつえい
通知には、「教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することの
ないよう、また、がっこうしやうとう たんまつ さつえい ばあい じどうせいとう がぞう かんり
しよく きよか がっこうがい も だ てってい ひつよう たいおう
職 の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹 底していくことが必要」との対応が
しじ
指示されております。

これまでほんし においては、おおさかしりがっこうえん における さつえい もくてき
運用ガイドライン」を策定し、こうえんちやう による げんじゅう かんり のもと、うんよう おこな
いりました。しかしながら、こんかい つうち う を受け、ガイドラインを改訂するとともに、こんご
がっこうえん から貸与された備品のデジタル機器以外を使用した きょうしよくいん による ようじじどうせいと
の撮影は さつえい おこな
行 わないことといたしました。

つきましては、がっこうえん ホームページにおける じやうほうはっしんとう について、これまでと どうよう
時間帯や頻度では更新ができない場合があることを しょうち
ご承 知ください。

ほんし としては、ひ つづ き、きょうしよくいん の ふくむきりつ の確保の徹 底を てってい おこな
行 ってまいり
ます。

なにとぞ りかい きょうりよく たまわ ねが もう
何 卒、ご理解とご協 力を 賜 りますようお願い申し上げます。